

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和3年2月4日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・7

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実・・・・・・・・・・7

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進・・・・・・・・7

(3) ピアサポートの専門性の評価・・・・・・・・・・10

(4) 感染症や災害への対応力の強化・・・・・・・・・・11

(5) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・12

(6) 医療連携体制加算の見直し・・・・・・・・・・12

(7) 障害者虐待防止の更なる推進・・・・・・・・・・14

(8) 身体拘束等の適正化・・・・・・・・・・14

(9) 人員基準における両立支援への配慮等・・・・・・・・・・16

(10) 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し・・・・17

(11) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し・・・・・・・・・・18

(12) 障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用・・・・・・・・19

(13) 地域区分の見直し・・・・・・・・・・21

(14) 補足給付の基準費用額の見直し・・・・・・・・・・21

(15) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い・・・・・・・・・・21

(16) 送迎加算の取扱い・・・・・・・・・・21

2 訪問系サービス

(1) 居宅介護・・・・・・・・・・22

(2) 重度訪問介護・・・・・・・・・・23

(3) 同行援護・・・・・・・・・・23

(4) 行動援護・・・・・・・・・・24

(5) 重度障害者等包括支援・・・・・・・・・・24

3 日中活動系サービス

(1) 療養介護・・・・・・・・・・25

(2) 生活介護・・・・・・・・・・25

(3) 短期入所・・・・・・・・・・28

() 医療的ケアの判定スコアが16点以上の障害児者	
ト 医療連携体制加算 ()	500単位 / 日
チ 医療連携体制加算 ()	100単位 / 日
リ 医療連携体制加算 ()	39単位 / 日

「医療連携体制加算の見直しについて」(別紙2) 参照

(7) 障害者虐待防止の更なる推進【全サービス】

- ・ 障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。その際、施設・事業所が対応するためには一定の時間を要すると見込まれるため、まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化する。また、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組を行うことができるよう、具体的な方法等を示す。
 - ・ 虐待防止委員会 () の設置等の義務化
 - ・ 従業者への研修の実施の義務化
 - ・ 虐待の防止等のための責任者の設置の義務化
- () 虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

障害者虐待防止の更なる推進

[現 行]

- 従業者への研修実施 (努力義務)
- 虐待の防止等のための責任者の設置 (努力義務)

[見直し後]

- 従業者への研修実施 (義務化)
- 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底 (義務化)
- 虐待の防止等のための責任者の設置 (義務化)

(8) 身体拘束等の適正化【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

その際、施設・事業所が対応を行うためには一定の時間を要すると見込まれるため、

- ・ まずは令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令

和4年度から義務化

- ・ 減算の要件追加については令和5年4月から適用することとする。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も含め対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算(令和5年4月から適用)」を創設する。

今回追加する運営基準について、

- ・ 現在、その他のサービスにおいて義務となっている「やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録」については、令和3年4月から義務化
- ・ その他のサービスにおいて今回改正で追加する事項については、令和3年度から努力義務化した後、1年間の準備期間を設け、令和4年度から義務化

することとする。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

運営基準【一部新設】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、全て新設。

[現 行]

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

[見直し後]

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

— 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化)

— 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。(令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化)

— 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。(令和3年度は努力義務化、令和4年度から義務化)

身体拘束廃止未実施減算【一部新設】

5単位/日

[現 行]

次の基準を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

[見直し後]

次の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、新設。(令和5年4月から適用)

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること(令和5年4月から適用)

身体拘束等の適正化のための指針を整備すること(令和5年4月から適用)

従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること(令和5年4月から適用)

(9) 人員基準における両立支援への配慮等【全サービス】

障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件を一部緩和する見直しを行う。

人員基準における両立支援への配慮

[現 行]

【常勤】指定障害福祉サービス事業所等(以下「事業所」という。)における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していること。

ただし、育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用している職員については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。

【常勤換算方式】事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

[見直し後]

「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。